

令和4年度「持続可能な観光推進モデル事業」 公募要領

■公募期間

令和4年4月18日（月）～令和4年5月13日（金） 17:00（必着）

■問合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目13-1
日鉄日本橋ビル3F WAW日本橋 R05
一般社団法人地域観光研究所 岡田、植木
連絡先：sdgs@region-net.jp
電話番号：03-3639-1278
受付時間：10:00～17:00 土日祝日除く

令和4年4月

I. 令和4年度 持続可能な観光推進モデル事業の趣旨

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、地域におけるマネジメント体制の構築、コンテンツの造成・工夫、受入環境の整備を図り、オーバーツーリズムや気候変動にも対応した持続可能な観光の推進を図る必要がある。

観光庁においては、令和2年に「日本版持続可能な観光ガイドライン」（以下「JSTS-D」という。）を開発・公表し、UNWTO 駐日事務所とともに持続可能な観光の普及・啓発を図ってきている。

こうしたことを踏まえ、本事業においては、地域におけるマネジメント体制の構築を図るため、①持続可能な観光地経営のモデル形成、②持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出、③持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取組の促進について支援を行う。

本事業により、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、地域住民が自らの地域の価値を再認識しつつ、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図るためのマネジメント体制の構築を推進し、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの推進を図る。

II. 事業の実施期間

採択決定後より令和5年2月28日まで

III. 事業概要と公募要件

1. 事業概要

以下の3つの事業に分けてそれぞれ公募を行う。

① 持続可能な観光地経営のモデル形成

地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）が中心となって、持続可能な観光地経営を実現するための体制を構築することを目的とする。地域自らが目指すべき姿と課題を明確化した上で、計画を策定するところから、具体的な施策の検討・実施・分析・改善に至るまでの一連のサイクルを回すための調査・分析を行うとともに、必要な実証・効果検証を行う。

② 持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出

地方公共団体・DMO等において、各組織内の観光に関わる各事業を把握し、その地域の持続性向上に向けて組織内で旗振り役を担う人材（以下「サステナビリティ・コーディネーター」という。）を育成することを目的とする。サステナビリティ・コーディネーターの役割は、自地域における持続可能な観光推進計画の立案、実行に必要なリソース調達、関係各所との連携・合意形成を図ることなどが期待される。持続可能な観光への理解を深め、現場ですでに活躍しているサステナビリティ・コーディネーターからの助言や指南を得て育成を行う。

③ 持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取組の促進

民間事業者を主体とする事業の機運の醸成と見える化によって、取り組みの促進を図ることを目的とする。地域単位での持続可能な観光を推進する事業者群によるプラットフォーム構築のほか、専門家派遣や事業者同士のマッチング、連携プロジェクトの創出の機会、取り組みの横展開を図るセミナー等の開催を支援する。

2. 公募要件

① 持続可能な観光地経営のモデル形成

以下のいずれかに該当するものであること。

(1) 地方公共団体

(2) 観光地域づくり法人(DMO)又は観光協会その他の観光関連団体

※複数市区町村による応募も可。

※市区町村内の一部地域を対象として実施することも可。

※観光地域づくり法人(DMO)又は観光協会その他の観光関連団体の場合は、関係する地方公共団体からの推薦があること。

② 持続可能な観光を实践する地域人材の育成・創出

以下のいずれにも該当するものであること。

(1) 地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会その他の観光関連団体の職員

(2) 所属組織の上長からの推薦があること。

③ 持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取組の促進

以下のいずれにも該当するものであること。

(1) 協議会、コンソーシアムなど持続可能な観光の実現に資する事業を計画・実施しようとする複数の事業者による連携体制が構築されている又は構築される予定であること。

(2) 市区町村又は観光地域づくり法人(DMO)と連携するものであること。

※①②③共通事項：

実施主体や連携体制には、反社会的勢力と関係する者が含まれていないこととする。

なお、反社会的勢力とは、以下のいずれかに該当するものとする。

a. 暴力団、b. 暴力団員、c. 暴力団準構成員、d. 暴力団関係企業、e. 総会屋等、

f. 社会運動等標ぼうゴロ、g. 特殊知能暴力集団等

h. a. ~g. に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ) a. ~g. に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ) a. ~g. に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって a. ~g. に掲げる者を利用したと認められること。

ニ) a. ~g. に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ホ) その他 a. ~g. に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

IV. 支援内容

① 持続観光地経営のモデル形成

(ア) マネジメント体制構築支援

：以下の通り、3つの事業目的に応じて、必要な支援を行う（重複応募は不可。）。

事業目的	支援内容
目的 A 観光に関する計画やビジョンの策定に取り組む地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際認定団体公認の研修プログラム実施による、持続可能な観光の国際基準の理解促進 ・ 地域の自己分析と専門家からの指南及び評価を受けたレポート作成 ・ 観光計画やビジョン等策定のための地域事業者や地域住民との意見交換等の場の設置 ・ 観光計画やビジョン等策定のための事前調査 等
目的 B 地域課題解決のために具体的な施策を検討する地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際認定団体公認の研修プログラム実施による、持続可能な観光の国際基準の理解促進 ・ 地域課題に対する解決のための専門家による指南 ・ 地域の自己分析と専門家からの評価を受けたレポートの作成 ・ 地域課題解決のための施策検討における専門家からの指南 ・ 施策検討のための事前調査の支援 ・ 施策検討のための実証事業の支援 等
目的 C 具体的な施策を実施するとともに、分析・改善する地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際認定団体公認の研修プログラム実施による、持続可能な観光の国際基準の理解促進 ・ 地域課題に対する解決のための専門家による指南 ・ 地域課題解決のための施策における専門家からの指南 ・ 施策実施、分析、改善のための事前調査の支援 ・ 施策実施、分析、改善のための実証事業の支援 等

<参考：想定スケジュール>

4-5月	6-7月	7-9月	10-1月	2-3月
地区選定 4月公募 6月公表	【指標理解】 ○国際認定団体公認研修プログラム	【地域の自己分析】 【地域課題の発掘】 ○地域の自己分析 ○専門家からの指南 ○レポート作成	【地域別支援】目的A（観光計画等の策定）対象 ○地域事業者や、地域住民との意見交換等 ○事前調査（実施内容による） 【地域別支援】目的B（指標決定・施策検討）対象 ○調査事業（実施内容による） ○実証事業（実施内容による）	【まとめ】 ○報告書作成
	【地域別支援】目的C（施策実施・分析・改善策検討）対象 ○調査事業（実施内容による） ○実証事業（実施内容による）			

(イ) 実証事業実施支援

：観光振興と「社会経済」「文化」「環境」の活性化・再生・保全を両立させるための実証事業（域内調達率の向上、マナー啓発による伝統文化の保全、協力金を活用した文化・自然の再生、マイカー規制と環境に配慮した移動手段の導入など）について支援を行う。主な支援内容は、以下の通り。なお、1地域あたりの支援額は300～500万円程度を想定している。

- ・実証事業の実施に必要な調整・調査
- ・実証事業の実施
- ・実証事業の効果検証
- ・改善策の検討 等

② 持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出

主な支援内容は、以下の通り。いずれもオンラインによる集合研修の予定。

- ・国際認定団体公認の研修プログラム実施による、持続可能な観光の国際基準の理解促進
- ・地域で活躍するサステナビリティ・コーディネーターからの事例紹介、取組の指南
- ・研修者同士の意見交換・取り組み事例発表
- ・地域における持続可能な観光推進計画の検討・作成に向けた専門家からの指南
- ・策定した推進計画の所属上長への発表・講評

<参考：想定スケジュール>

4-5月	6-8月	9-10月	11-12月	1-2月
人材公募	【指標理解】	【地域の分析】	【アウトプット検討】	【まとめ】
4月公募 6月決定	○国際認定団体公認研修プログラム	○サステナビリティコーディネーターからの指南	○研修者同士の意見交換会、 取り組み事例発表 ○推進計画の検討・作成 ○専門家からの指南	○上長へ発表・講評

③ 持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取組の促進

主な支援内容は、以下の通り。

- ・事業者同士や、事業者と地域が情報連携できるプラットフォーム形成
- ・事業者群における事業内容に応じた専門家からの指南
- ・事業者向け国際認証制度の紹介・認証取得のための専門家からの指南
- ・事業者同士の意見交換・取り組み事例発表・事業者同士のマッチング

<参考：想定スケジュール>

4-5月	6-9月	10-12月	1-3月
事業者公募	【プラットフォーム形成】	【普及促進】	【公表】
4月公募 6月決定	○事業者同士、事業者と地域との 情報連携 ○事業者群に対する専門家指南 ○国際認証制度の紹介・認証支援	○プラットフォームを活用したマッチング ○事業者同士の意見交換・取組事例発表	○事例集の作成 ○観光庁HPでの公表

V. 応募・選定

①②③の事業それぞれで募集を行う。

① 持続観光地経営のモデル形成

以下（ア）（イ）の2類型につき、それぞれ募集する（両方に応募も可）。

（ア）マネジメント体制構築支援

3つの事業目的別に募集し、各々選定する（重複応募は不可）。

選定に当たっての基準は以下の通り。

事業目的	選定基準
目的 A 観光に関する計画やビジョンの策定に取り組む地域	1. 基礎自治体、DMO、観光関係事業者が連携する体制が構築されている、又は構築される見込みがあること。
目的 B 地域課題解決のために具体的な施策を検討する地域	2. 1.に加えて、観光に関する計画やビジョン等を作成・公表していること。
目的 C 具体的な施策を実施するとともに、分析・改善する地域	3. 1.及び2.に加えて、「マネジメント」「社会経済」「文化」「環境」の各分野について、具体的な施策を検討又は実施していること。

（イ）実証事業実施地域

選定の観点は、以下の通り。

- ・ 観光振興と「社会経済」「文化」「環境」の活性化・再生・保全の両立が図られる内容であるか
- ・ 事業内容の具体性、計画性があるか
- ・ 実施体制が整っているか
- ・ 継続性・発展性があるか

② 持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出

選定の観点は、以下の通り。

- ・ 事業内容を理解し、研修後の活動が期待できるか
- ・ 地域理解や地域に対する貢献が期待できるか

③ 持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者群における取組の促進

選定の観点は、以下の通り。

- ・ 持続可能な観光地域づくりに資するものか
- ・ 事業内容の具体性、計画性があるか
- ・ 体制が整っているか
- ・ 継続性・発展性があるか

VII. 申請方法

(1) 申請期間

令和4年4月18日(月)～5月13日(金) 17:00(必着)

(2) 申請(提出)資料

【①持続可能な観光地経営モデル形成事業】

(ア) マネジメント体制構築支援：事業目的別に下記の資料を記載の上、提出する。

事業目的 A	事業目的 B	事業目的 C
<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 A-1 ・別紙 A-4 ・別紙 B ・別紙 C (実証事業を申請する場合) ・別紙 D-1 (実施主体が地方公共団体以外の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 A-2 ・別紙 A-4 ・別紙 B ・別紙 C (実証事業を申請する場合) ・別紙 D-1 (実施主体が地方公共団体以外の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 A-3 ・別紙 A-4 ・別紙 B ・別紙 C (実証事業を申請する場合) ・別紙 D-1 (実施主体が地方公共団体以外の場合)

(イ) 実証事業実施地域：別紙 A-3 と別紙 C

【②持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出事業】

持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出事業推薦書 別紙 D-2

【③持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者における取組の促進事業】

○持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者における取組の促進事業申請書
別紙 A-5

○地方公共団体やDMOとの連携を示す地方公共団体の同意書
別紙 D-3

(3) 申請方法

【申請書類の提出方法】

電子メールにて提出すること。

注：件名の冒頭に【公募申請書類提出 ○××××】と付記すること。

○××××は以下の要領で記入すること。

- ①持続観光地経営のモデル形成事業の申請であれば「①+地域名」
- ②持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出事業の申請であれば「②+地域名」
- ③持続可能な観光サービスを提供する地域の事業者における取組の促進事業の申請であれば「③+申請事業者名」

【宛先】sdgs@region-net.jp

(4) 提出形式

○必要書式を1つにまとめたzip形式1部

注1：電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、提出書類全体で10MB以内に納めること。(容量が10MBを超過する場合はVII. 問い合わせ先までお問合せください。)

注2：ファイル名は上記(3)のメールの件名と同じにすること。

(5) 応募する際の留意点

申請書類受領連絡は、受領確認後、事務局よりメールにてご連絡いたします。

(6) その他

○提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該申請を無効とする。

○必要書類の作成に係る経費は提出者の負担とする。

○提出された書類については、提出者に無断で二次的な使用は行わない。

○提出された書類については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、開示請求者からの開示請求があった場合は、開示対象となる場合がある。

VIII. 問い合わせ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋1丁目13-1
日鉄日本橋ビル3F WAW 日本橋 R05
一般社団法人地域観光研究所 岡田、植木
連絡先：sdgs@region-net.jp
電話番号：03-3639-1278
受付時間：10:00～17:00 土日祝日除く